

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁名	査察庁名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
大阪高裁	大阪地裁	本庁	民事	(4)その他	裁判官への事件記録の貸出しのための記録出納簿の記載について、事件記録の返却予定期を大体に超過して返還の処理がされており、定期的に記録出納簿の点検がされておらず、かつ実際に記録が返却された時にも「五返却日」(返却記録裏印)の記載、押印がされていないと記されるものが見受けられた。(返却反(保管送付遅延記録第1の4(2)エ))	司法省のため事務記録出納簿(以下「出納簿」という。)により記録を借り受けた裁判官がそのまま審理日等で使用し、届け出た後、担当審理官の手元に保管され、かつ実際に記録が返却された時にも「五返却日」(返却記録裏印)の記載、押印がされていないと記されるものが見受けられた。	書記官に封し、借用記録を返還する形で明確に担当審理官に伝え、記録を手渡し等することを徹底するようは�し。内部で週2回、出納簿の記載を確認するよう審理官に周知した。また、出納簿の表紙に、担当審理官に対する上記指摘事項(借用記録を返却する時は担当審理官に手渡すが、記録を提示してください。)と週2回出納簿の記載を確認する手順フローを注書きした。	査察庁における左記の事務処理上の改善策の実施状況を把握するために、本審実施から査察結果報告までの状況についても報告させた。	
大阪高裁	神戸地裁	本庁	民事	(4)その他	書記官の捺印反対方式の実施要領において、常に捺印おける捺印方式を利用者へ一覧表(以下「一覧表」という。)の完成通知用紙面に完成通知用紙を記載して管理することになっているが、その記載がされておらず、部においてどのように完成通知の期限を管理しているのか判然としなかった。	返却通知用紙の管理の重要性は認識されているが、書記官が専任的に返却初稿の点検を行い、通常、2,3日中には完成通知が行われていたことから、一覧表により部内の情報を集約し、完成通知用紙を活用して管理する必要性について、主任書記官を含む院日の整理が不足していた。	部内ミーティングにおいて、各職員にし、院内の完結通知用紙に関する情報を一覧表に集約し、管理する必要性を周知し、1回の研修で、主任書記官が一覧表に記載されたが、院内の整理が不足している。	査察庁における左記の事務処理上の改善策の実施状況を把握するために、査察実施から査察結果報告までの状況についても報告させた。	
大阪高裁	大淀地裁	本庁	民事	(4)その他	書記官の印押について、記録当直の記録当直に印押するところに問題があると指摘されているが、これと併せて印押している。	実施用紙の印押について、記録当直の記録当直に印押するところに問題があると指摘されているが、これと併せて印押している。	院内ミーティングにおいて、情報漏洩の危険性を説くとともに、墨つきの印記石と白墨当直日西表及び印表を用いて保管することとした。また、院内の事務処理用紙にその點を記載し、上記管理方法が引き継がれるようにした。	査察庁における左記の事務処理上の改善策の実施状況を把握するために、査察実施から査察結果報告までの状況についても報告させた。	
大阪高裁	神戸家裁	本庁	家事	(4)その他	訴え提起時に提出された「裁判所表示の中止書」に添付された捺印希望封套文書を取り外し、中止せでは立場にすとこう、事件記録の第3分類に端つてしまつた。	中止の用紙は行っているものの、職員の理解が不足していた。また、後任者名記録を精査し、前任者に確認した上で立場を確認しておべきであったが、日程表に追加でできていなかった。裁判所の管理の重要性が理解できていなかったと言える。	院内ミーティングにおいて、情報漏洩の危険性を説くとともに、墨つきの印記石と白墨当直日西表及び印表を用いて保管することとした。また、院内の事務処理用紙にその點を記載し、上記管理方法が引き継がれるようにした。	査察庁における左記の事務処理上の改善策の実施状況を把握するために、査察実施から査察結果報告までの状況についても報告させた。	
大阪高裁	神戸家裁	本庁	家事	(4)その他	報告から主任書記官の上申書が提出され、その住所が表れた状況、簡便切手返却書及び年金分割のための情報通知書の住所記載部分にスキンシップをしているが、原告代理人が当住所を知っているという理由から、これらの文書を自府の中止せどり立場にすることなく、そのまま記録に端つてしまつた。	中止の用紙は行っているものの、原告代理人が記入した住所情報を知っていることを理由に中止せどり立場にしないといったものである。原告本人が知っているかどうかに思いが至らなかったという点で理解が十分でない理由から、これらの文書を自府の中止せどり立場にすることなく、そのまま記録に端つてしまつた。	院内ミーティングに於ける院内情報の漏洩の危険性を改めて職員に説明した上、全ての職員が中止の用紙を正しく理解し、終じた事務処理が実施して行われるよう確認した。また、因院観察にて今回の事務を伝えて院の共通化に図った。さらに、職務代理人においても、今回の指揮の監督をより込んだ説明を行う予定である。	査察庁における左記の事務処理上の改善策の実施状況を把握するために、査察実施から査察結果報告までの状況についても報告させた。	
大阪高裁	大津家裁	本庁	家事	(4)その他	合意に用いる裁判の原本は保存期間が50年、眞体に代わる裁判の原本は保存期間が30年であるところ、民事事件の原本を同じ原本つくりで保存し、保存期間を30年としているものがあった。また別の原本つくりで保管しているものの、合意に相当する裁判の保存期間を30年と記載しているものがあった。	当時の担当者が過度に十分理解していなかったことが原因と考えられる。	担当者に封し、係り対応の理解不足は該対応につながる重大な問題であることを認識させ、原本つくり及び保存期間には過度に定められた保存期間を正確に記載するよう指導した。	査察庁における左記の事務処理上の改善策の実施状況を把握するために、査察実施から査察結果報告までの状況についても報告させた。	
大阪高裁	大津家裁	本庁	家事	(1)手帳部便切手の取扱いに関する事項	返還不恰の予約切手切手の保存期間は、返還書由先生年月日であるところ、予約切手切手保管の回年月日欄の記載がないもののがあった。	当時の担当者が何らかの理由で未記入のまま放送していたところ、その後も保管部員の点検はしていたが、保存庫の記載まで十分に確認していなかった。	保管庫の記載漏れがないか確認するよう指導し、保管庫の表紙裏に記載要領を貼付して注意を起した。	査察庁における左記の事務処理上の改善策の実施状況を把握するために、査察実施から査察結果報告までの状況についても報告させた。	
大阪高裁	大津家裁	本庁	家事	(4)その他	原告確認の原状から捺印が返却された事案で、予約切手手帳の1年月日欄に返却された日、②捺印欄に「返却(①からの捺印を除く)」、③引扱・予約記録欄に返却された切手の件、④返却欄に返却と記載の合計数がそれぞれ記入され、⑤の欄に捺印されていった。	原告の複数については届出を行っているものの、符号返却の連絡、特に「主任書記官による受け入れ及び提出し並びに係りによる返却」の理解が不十分であった。	書記官主のミーティングにおいて、該対応を示して説明した。さらに、記録会議において、過度どおりの理解がなされているか特に意識して確認するようにした。	査察庁における左記の事務処理上の改善策の実施状況を把握するために、査察実施から査察結果報告までの状況についても報告させた。	

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁名	被査察庁名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
大阪高裁	大阪地裁	本庁	刑事	(4)その他	住人署名等記録の消去について、80カードや法廷に設置された裁判所文書端末にインストールされた音声認識システムに保存されている住人専用登録が事件確定後も消去されているものがあった。 通過違反(平成29年6月31付け総務局長等通達)「訴訟等因係人の登録、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」記録Sの2の(2)	通過に定められたとおり、用済み後は速やかに消去することを徹底する必要がある。	不要なチラシを削除した。 裁判全か部を3グループに分け、各グループごとに府勢を確認させた。	今後、通過に前記の適正な事務処理を行ったのとしての対応について、再検討を指示し、その後結果(再発防止策の検討等)について報告させた。	
大阪高裁	神戸地裁	本庁	刑事	(3)事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	事件の進行管理について、裁判官を含めた各主体での進行管理が十分ではない部があった。	平成29年10月19日付け総務局参事官事務連絡貼「事件進行管理の方策について」の趣旨を踏まえた進行管理について、できる限り各自統一した取組を行う必要がある。	KETTASUにより作成した未指定事件一覧表等を利用して、裁判官と審記官等が参加する月例ミーティングの際に進行状況会議を行い、その実績状況等を主任会において報告する。	被査察府における左記の事務処理上の改善状況把握のため、査察実施から査察結果報告までの状況について報告させた。	
大阪高裁	神戸地裁	本庁	刑事	(4)その他	住人署名等記録の消去について、法廷に設置された裁判所文書端末にインストールされた音声認識システムに保存されている住人専用等記録が事件確定後も消去されずに保存されているものがあった。 通過違反(平成29年6月31付け総務局長等通達)「訴訟等因係人の登録、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」記録Sの2の(2)	通過に定められたとおり、用済み後は速やかに消去することを徹底する必要がある。	和解専任会議において、各担当係官から該係専門記録の消去の必要性等について各下級職員に周知徹底するよう指示し、各専任において実施した。 事件記録消去の実績に際する各種通知付託一覧表を改訂し、住人専用等記録消去を受けた。	被査察府における左記の事務処理上の改善状況把握のため、査察実施から査察結果報告までの状況について報告させた。	
大阪高裁	大津地裁	本庁	刑事	(4)その他	秘密情報の管理について、申合せに基づいた運用をしているものの、一部の記録について、マスキング処理が未了の審理などがあった。	申合せによる運用の徹底を図る必要がある。	職員に対して、秘密情報管理の重要性や重要性について説明して、必要なマスキングの漏洩が生じることがないよう注意喚起し、秘密情報管理の意識を高めるよう指導した。 申合せにて、マスキング処理の際の裁判官と事務担当、マスキングをした間に担当審記官による確認、裁判官による事務担当、主任審記官による再度のチェックを行うことを明記し、事務処理の徹底を図ることにした。	被査察府における左記の事務処理上の改善状況把握のため、査察実施から査察結果報告までの状況について報告させた。	
大阪高裁	神戸家裁	本庁	少年	(4)その他	秘密情報の管理について、申合せに基づいた運用をしているものの、一部の記録について、マスキング処理が未了の審理などがあった。	申合せによる運用の徹底を図る必要がある。	少年係官会議ミーティングにおける意見溝通の充実及び指導、管理職員における通達のための下指導を行った。	申合せの改定を予定していることであったため、改定の要点及び検討した内容を報告させた。	
大阪高裁	大津家裁	本庁	少年	(4)その他	秘密情報の管理について、申合せに基づいた運用をしているものの、一部の記録について、マスキング処理が未了の審理などがあった。	申合せによる運用の徹底を図る必要がある。	少年係官会議に付し、秘密情報管理に関する申合せを改めて実施し、内容を検査に理解し、取扱いを失念しないよう指導した。 調書の記載方法については、裁判官と速やかに協議して改訂する予定である。	11月8日付け家庭局第一課長及び庭長第三課長等連絡網「少年事件に関する審理の参考書式等の見直しについて」に基づく、調書の記載方法につき、裁判官を含めた会議を行った結果について報告させた。	

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁名	検査察庁名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
大阪地裁	大阪地裁	支部等	民事		なし				
大阪地裁	大阪地裁	支部等	民事		なし				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察件名	査察件名	本庁・支部	事件種別	查察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
大阪家裁	大阪家裁	支部等	家事	(4)その他	赤褐色希望申出がなされている住所に充てた特別送達郵便が、「あてに尋ねあたらず」との理由で返戻されたが、当該住所が記載された兎用紙と郵便局名が記載された窓空き封筒が、マスキング処理することなく事件記録の表記部分に反映じられていた。	非開示希望情報の取扱いに対する意識がほく、マスキング処理するという事務フローが適切されていなかった。	マスキング処理の重要性を改めて周知し、非開示希望の申出がある場合には、例外なく即時にマスキング処理の上、非開示書類類に反映するよう指導した。	左記の改善策の実施について、定期・不定期に報告されている支部の実情報告の中で報告されることも、次年度記者が定期的に支部に出向いた際に、管理課員又は係書記官等と面談する中で確認し、適宜の指導を行っていく予定である。	
大阪家裁	大阪家裁	支部等	家事	(4)その他	平成29年11月に被見人から提出された報告書及び平成30年4月に證言人から提出された報告書が、いずれも事件記録に組み込まれることなく、クリアファイルに入れた状態で事件記録に飲み込まれていた。	当事務等から提出された事件関係書類は、速やかに事件記録に組み込むべきところ、長期間にわたって保管されており、記録組成過程の基本的な理念が疎かされている上、紛失防止の意識の低さがうかがわれた。	記録組成過程の発旨を改めて周知し、次のとおり徹底するよう求め、紛失防止の意識を改めさせ、引継ぎを受けた担当者等は、速やかに事件記録に組み込むよう指導・徹底した。 1. 当事務等から提出された事件関係書類は、紛失防止の観点から事件記録にクリアファイルに入れて担当者記録は、速やかに事件記録に組み込む。 2. 未処理の事件関係書類があるときは、記録書表紙等に未処理の内容を明示し、該機ロッカー内で仕分けをするなどの工夫をし、速やかに処理を行う。	左記の改善策の実施について、定期・不定期に報告されている支部の実情報告の中で報告されることも、次年度記者が定期的に支部に出向いた際に、管理課員又は係書記官等と面談する中で確認し、適宜の指導を行っていく予定である。	
大阪家裁	大阪家裁	支部等	家事	(3)事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	管理機能中の後見等監査事項のうち、区分別に記載された事件について、定期立ての進行管理が適切に行われていなかった。	担当事務等監査の段階が漏れされていなかった。漏れを理由として、後見等監査の処理が後回しとなっていた。	担当事務等監査の箇所を改めて周知するとともに、担当者記録が漏れであっても、該会合でフォローを行い、定期的に、定められた後見監査の進行管理を徹底するよう指導した。	左記の改善策の実施について、定期・不定期に報告されている支部の実情報告の中で報告されることも、次年度記者が定期的に支部に出向いた際に、管理課員又は係書記官等と面談する中で確認し、適宜の指導を行っていく予定である。 また、毎月、本庁から支部への情報提供を行っており、左記の改善策を含めて、支部の事務処理において参考となる情報や資料等があるときは、適宜 提供していく予定である。	
大阪家裁	大阪家裁	支部等	少年	(4)その他	社会記録出納簿、事件記録出納簿の返還欄の記載漏れが複数あったので、過誤違反(平成7年3月24日附三第14号)を指摘した。	常に記録の授受を帳簿に記載して行い、記録の所在を客観的に明確にすることによって記録紛失等の過誤を防止するという過誤の発生についての理解又は意識が不十分であった。	左記指摘事項記載の過誤の存在及びその発生を改めて指導し、記録の過誤を受けた者は、その態度、確実に返還欄に所持事項を記入するよう指導した。また、該機運送者も、その記載を確認するよう指導した。今後は、毎月初め定期的に係事務官が出納簿の記載漏れの有無を検討し、その結果を管理課員(書記官)に報告することとした。	從前より、次年度記者が2か月に一回程度定期的に支部へ出張して、管理課員を中心とした見立交換を実施していたが、今後は、その機会に相場の処理状況の確認を行い、その他の事務処理についても過誤等の発行状況をヒアリングすることとした。	

【入力上の留意点】
類似の相関事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。

平成30年度書記官事務等査定の査察結果報告書

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察官名	査察官名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考	
京都家政	京都家政	支部等	家事	(1)予約印便切手の取扱いに関する事項	・郵便管理局の口を閉じてクリップで留めるなどご失礼止滞票を提出する必要があるところ、管理票の口を閉じてクリップで固定されていないものがあった【遅延違反(郵便遅延認定第3の4)】。 ・追跡された郵便切手について、郵便管理局の記載が「是保」となっており、「予約」「空領」となっていない【遅延違反(郵便遅延切手の取扱いに関する規程第4条)】。 ・支局から本庁の家政課窓口へ当審者が提出した書面を郵便で送達する場合に、当審者が予約した郵便を使用して送付した。	適正な郵便切手の取扱いに関する取扱い遅延や規程についてこれまでから改めて検査を行っているものの、予約印便切手の取扱いに関する遅延等に対する職員の理解または認定が不足している。	当支局や高級発出の詰めクイズの内容につき、全体ミーティングを通じて再度検討し、予約印便切手の適正な取扱いの徹底を図るよう指導した。	査察官における事務運営状況を把握するために、査察事項に関して事務局運営の見直しや現員の意識改進等についての改善策を確認した。 管内支部には家政実務未経験の職員が相当数配置される実情等も含め、今は、支部支援強化の取組の中で、繰り返し機会を設けて意見交換するなどして、適正な予約印便切手の取扱いが定着するよう努めていくたい。		
京都家政	京都家政	支部等	家事	(4)その他	マイナンバーが記載された書面の取扱いについて、当庁で定めている「住民情報及び個人番号の取扱い事務について」に違反して、当審者が提出されたマイナンバーが記載された直原便収類にマスキング処理をするなどの措置を講じることなく、反対当事者にその書面写しを交付した。	マイナンバーの取扱いについて、基盤情報の取扱いと同時に、地図において日ごろからマイナンバー等を通じて事務処理上の留意点を確認するなどして、その重要性や認証共有を図っていたところであるが、当審者の注意力が不足している場合があることが判明したことにより、マイナンバーの取扱いをより適切に行うため、事務フローの見直しを行うことが必要である。	当審者から提出される書面の交付時にチェックリストを利用して確認する態勢を新たに構築し、マイナンバーが記載されている可能性が高い書面については新たに作成したチェックリストを利用して確認する。特に、直原便収類や住民票等、マイナンバーが記載されている可能性が高い書類について十分注意をねう。 イ・書類当審者が直原便収類が調停期日等で提出された際に、提出者に対し、マイナンバー及び認証共有情報が記載されていないことを確認することを四回委員も含め徹底する。 ウ・裁判所利用者(調停相手方を含む)に対し、懸念があることに交付用の注意喚起書面を交付するなどして注意喚起を行う。 エ・從前、書記官室に掲示していた掲示用注意喚起書面を調停室にも掲示して注意喚起を図る。	直原便収類として報告済		
京都家政	京都家政	支部等	少年	なし	-					

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察序名	被査察府名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
神戸地裁	神戸地裁	支部等	民事	(4)その他	事件記載出納場につき、(1)司法年度の終了時点で標準を統めることなく統一して記載しており、司法年度ごとに作成されていない。(2)収容予定年月日の記載欄がなく、通常に定める様式と異なるものと使用している。(「送達違反」につき、「事件記載の内容及び場所に記載する事項の取扱いについて」(平成7年3月24日裁第14号開務局長通達)記第1の4(3)②につき、日通達記第1の4(17))	事件記載出納場につき、(1)司法年度ごとに作成し、司法年度の終了時点で標準を統めることを遵守する。(2)通常に定める様式を使用する必要がある。	当該部署の職員に対し左記通達の内容を改めて周知し、同通達に定める様式を使用して司法年度ごとに作成するよう改めた。	改善結果の報告を求める改善策であることを確認した。	
神戸地裁	神戸地裁	支部等	民事	(4)その他	民訴第170条2項により回換した録音テープ等の保管期間について、上訴がなされた場合の保管期間の終了を上訴審終了の日から1年と記載していたため、本文の保管期間を経過しているが、消去されないものが複数残っていた。(「事件記載通達」)民事訴訟規則第68条第1項及び第170条第2項の録音テープ等への記載の手続き等について別紙第2の2(2)及び(6)	左記事務通達の内容についての理解が不足していた。	当該部署の職員に対しミーティングを実施して左記事務通達の内容を再確認・理解させ、改善することを周知・徹底した。	改善結果の報告を求める改善策であることを確認した。	
神戸地裁	神戸地裁	支部等	民事		なし				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度審記官事務等査察の査察結果報告書

査察官名	査察官名	本庁-支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
神戸家経	神戸家経	支部等	家事	(1)手数料便切手の取扱いに関する事項	同一当事者間のA事件とB事件(予約者が同一の従業者)における予約者便切手登録の対応について、A事件終局後、A事件の登録欄に「B事件へ移記」とB事件の登記欄に「A事件から移記」とそれぞれ記載し、A事件の登記便切手登録事件にそのまま引き継いでいるものがあった。A事件では一旦予約者に返送し、B事件で新たに予約を受けるべきである。	登録及び返送について届出を行っているものの、理解が不足しており、返送等の内容を理解させるための取組等が必要である。	登録及び返送について、定期的に実施するミーティングで意見交換を行ったり、大臣直属作成の取扱説明ガイドを利用するなどして理解不足の解消を図る。	査察官名に対し、1月31日までに査察後の改善の定期状況を報告するよう指示している。また、その後も定期的に確認を行い、他庁の取扱等で参考になるものががあれば提供する予定である。	
神戸家経	神戸家経	支部等	家事	(4)その他	後見開始時に非開示希望欄の申出があった記録について、その後定期報告が提出された際に、当該非開示情報欄をマスキングしないままつづっているものがあった。	非開示希望情報の取扱いについて我店的な理解にとどまり、その趣旨や重要性を十分に理解していないかったため、確認が不十分となった。	ミーティングにおいて、非開示希望情報の取扱いについての中合せの読み合せを行なうなどして、その理解の徹底を図るとともに、ロッカー前ミーティングの際に、非開示希望がある記録を抽出して、非開示希望情報の取扱いについての中合せどおりの処理がされているかどうか定期的に確認する。	査察官名に対し、1月31日までに査察後の改善の定期状況を報告するよう指示している。また、その後も定期的に確認を行い、他庁の取扱等で参考になるものががあれば提供する予定である。	
神戸家経	神戸家経	支部等	家事	(4)その他	団体事件において、非開示希望情報があるにも関わらず、申合せに基づいた返送がなれていないものがあった。(記録裏紙の当事者名の横に赤で「希望」のゴム印なし、背景紙に白紙に赤文字で「②の表示なし」、手数料便切手管理表に「位置あり」等の付せんの貼付なし、当該審査のマスク用処理なし、MINTASの「希望」欄に「記入」を記入してある。)これらは一切記入していない。「非開示登録確認一覧表」を記録に纏めてついておらず、非開示希望情報の有無の確認をしたのか、記録上分からない。等)。	非開示希望情報の取扱いルールが確立されていなかった。	ミーティングにおいて、非開示希望情報の取扱いについての中合せの読み合せを行なうなどして、その理解の徹底を図るとともに、ロッカー前ミーティングの際に、非開示希望がある記録を抽出して、非開示希望情報の取扱いについての中合せどおりの処理がされているかどうか定期的に確認する。	査察官名に対し、1月31日までに査察後の改善の定期状況を報告するよう指示している。また、その後も定期的に確認を行い、他庁の取扱等で参考になるものががあれば提供する予定である。	
神戸家経	神戸家経	支部等	少年	(4)その他	少年審判係の審査について、男爵事件の審査の際、監別所職員が親子椅子が小椅子で登録されているが、危険行為防止の観点から、小椅子を指定することを指摘するよう指示した。	小椅子については、危険行為の凶器となり得るので、審判係内の監別所職員の椅子について、小椅子以外の方法を検討する必要がある。	当該支部及び本庁の検討の結果、小椅子に代え、はしあげることが容易ではない、長椅子を登録することとした。	当該支部から、企画課に監別希望を挙げ、平成30年度内に長椅子を登録することになった。	

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁名	拉査庁名	本庁・支部	事件種別	委察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考	
奈良地裁	奈良地裁	支部等	民事		なし					
奈良地裁	奈良地裁	支部等	刑事	(4)その他	当該年度に委察事項がなかった事件履歴欄について、帳簿届出処付起送票の「引継ぎ」、「既存残了年度」及び「改葉(既存責任者)」の各欄に斜線を引き、また当該年度に作成しなかった事件履歴についてどちらに「作成年月日」の欄にも斜線を引いた上、既存責任者が記入することによっているが、それらの欄に斜線を引かず、捺印も押されていないもの【(帳簿届出処付起送票第2の4)(24)】	返送についての知識不足。前任者からの引継ぎ不十分	平成29年度分についてはすべて是正を終えた。 今後は、既報のある管理課からの指導や、手引き、返送の確認を行い、適正に処理できる財勢を構造する。 また、物件の取扱いなども検討し、引継ぎに係連の記載方法について触れる。	平成30年度分については1月末までに整理するよう指示し、平成28年度分以前のものについては既次是正させ、適宜、進捗状況を確認する。		
奈良地裁	奈良地裁	支部等	刑事	(4)その他	記録出納簿で見し出した記録の返送予定期を超過しているのに、返送事由を説明して返送を促していないか、促したが、出納簿上にその旨の記載がないもの【(記録出納簿第1の4)(1)】	返送についての知識不足。前任者からの引継ぎ不十分	記録出納簿を利用する際に、返送日の記載漏れがないか、返送予定期を超過して記載されていない記録がないか確認し、貸出者以外の者も含め相互に記録の所在及び管理を検討するよう是正した。 また、既報のある管理課からの指導や、手引き、返送の確認を行なうこととした。	実動局における導入研修時に、記録の保管、管理方法について説明させた上で、管理方法が定着しているか確認する。		

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁名	査察庁名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	問題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
奈良県	奈良県	支部等	家事		なし				
奈良県	奈良県	支部等	少年		なし				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁名	査察庁名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
大津京税	大津京税	支部等	家事	(4)その他	査察課長官への事件記録の貸出について、事件記録出納簿に代えてMINTASを利用しているが、バーコードで把録の授受を明らかにしているのみで、事件記録出納簿の記録責任者である返還予定期をどこにも入力していない。【事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて(H27.3.24附三第14号経田局長通達)記第104(2)及び通】	当該行においては事件数が少なく、月2回程度MINTASで来院事件を検索して事件記録の所在場所を確認し事件記録の所在の指揮はできているものの、返還予定期を記録責任者が把握していないことは事件記録の保管及び送付の取扱いについて(H27.3.24附三第14号経田局長通達)記第104(2)及び通】	実質的に、個人全員に返還予定期を把握する必要性について話し、本庁の取扱いを伝えて、改善を指示したところ、事件記録を貸し出す際に、返還予定期を記録し、MINTASの書類貸出財産管理機能を使用して返還予定期を入力して管理することとした。	左記のとおり査察時に本庁の取扱いを周知して、当該行の状況に応じた改善策を検討するよう指導した。平成31年5月ころに実施予定のフォローアップ査察において改善状況を確認する。	
大津京税	大津京税	支部等	家事	2)システムに入力する_____に登録すべき情報を記載する事項	後見開始事務等について、通常では_____と民事専門事務文書システムのサーバーの完結部に登録する。上記が行われているところ、_____のどこにも入力していない。「予約受入印紙及び予約受取印紙の取扱いについて(H29.3.26家一第1376号事務局長通達)記第2の11(1)及び通】	団員の中にはMINTASにおける_____についての理解が不十分な者がいた。異動時にきちんと引き継げていなかったことが原因と考えられる。	現在の担当者は、ミーティングを実施して、通常の専門知識合せ、成年後見事件マニュアル別添手帳各を再確認して事務フローを確認させた。異動時に手帳に引き継げるよう手帳を最初に引き継ぐことで再発を防止する。	平成31年5月ころに実施予定のフォローアップ査察において改善状況を確認する。	
大津京税	大津京税	支部等	家事	2)システムに入力する_____に登録すべき情報を記載する事項	MINTASの_____の登入方や登入流れが用当該受けられた。	元検査のMINTASへの入力が担当書記官のセルフチェックのためいたことが登入方や登入流れに落とされていると考えられる。また、団員の中には、誤った情報が入力された場合の影響について理解が不十分な者もいることでもセルフチェックが十分なされていないかった原因と考えられる。	現段の理解については、担当者全員に理解を促進し、各事件ごとの保管期間を確認の上、正確な入力及び記録保存に付することを徹底するよう指導した。また、支部において使用している事務処理要領に事件終局時の担当者記官が行う事務を追記した。	平成31年5月ころに実施予定のフォローアップ査察において改善状況を確認する。	
大津京税	大津京税	支部等	家事	(4)その他	訴訟実務検討会がなされているにも関わらず、主任書記官が状況を把握するために備え付けている進行管理表に登載されていないものがあった。	担当書記官の切掛不足等により、両院の着手費用の取立て実績の手続の遅落を防止するために自府で備え付けて、主任書記官において、知識状況を把握し、必要な指導をするためのものであるところ、会員が備え付けていると状況の把握ができます。事務連絡を招きおそれがある。	管理表の記載を修正し、訴訟実務が申し立てられたおののフローについて、担当書記官と確認をした。また、月に1回、清算手続及び納付事務について、主任書記官が確認することとする。	平成31年6月ころに実施予定のフォローアップ査察において改善状況を確認する。	
大津京税	大津京税	支部等	少年		なし				

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察官名	検査官名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考	
和歌山地検	和歌山地検	支部等	民事	(1)予納郵便切手の取扱いに関する事項	現に係属している民事訴訟事件の書類提出時に、封筒が送選用として郵便切手を予販しているにも関わらず、受領の付記がされていない。 【送選違反】(交付分送選記第2の6)	予納郵便切手に関する規則は、送來から相当指揮できているが、未だ適切な管理に対する意識が不十分であり、引き続き、粘り強く働きかける必要がある。	予納郵便切手の管理の徹底化及び書記官又は書類官が郵便切手を予販した際のセルフチェックの徹底について指導した。	今後、書記官事務等査察の範囲を広く、民事事件を担当する課場へフィードバックする予定にしており、この内容についてもフィードバックすることにより、注意喚起する。 平成31年5月頃に実施予定の書記官事務調査において、改善状況等を確認し、必要に応じて指導する予定である。		
和歌山地検	和歌山地検	支部等	民事	(4)その他	不附申立方法として保全申請が用さされている保全決定については、いわゆる「確定」の概念がそれにとも関わらず、伝統的に慣習でつされていた保全決定の原本に、通常訴訟事件用のゴム印を用いて、正本送選年月日を付記し、確定の日付を記入していた(例、確定日付と付記の日付を記入していた)が、確定日付と付記の日付を記入していない(例、確定日付と付記の日付を記入することができない)。 【送選違反】(民事訴訟事件保全用印第7条及び平成2年2月7日付け経三第6号民事課長伝達「事件記録等保存用印の運用について」第3の3の1))	支部では、多種の事務を一人の書記官が担当することから各事件の理解が込みにいくという課題があり、特に保全事件は、事件数も少なく理解度が上がりにくく、送選後、送り主、本庁に面会する等で誤解に陥る事がある。また、付記に問題があると、理解が十分ではないのに事務処理を行ってしまう。	当該結果において、民事保全事件の確定の旨及び保全決定原本の付記の方法を担当職員に指導するとともに、支部における理解度の向上が困難な実情を踏まえ、今後、同様の誤りが生じないよう、民事保全事件の保全付記をする際には、通常より手書き用のゴム印を使用しないこととした。併せて主任書記官による記録の差異においても、保全決定原本の付記を確認することとした。 委嘱後、本庁民事部から伝統的保全用印の解説等を整理した内容について当該支部に対して助言した。	今後、書記官事務等査察の範囲を広く、民事事件を担当する課場へフィードバックする予定にしており、この内容についてもフィードバックすることにより、注意喚起する。 平成31年5月頃に実施予定の書記官事務調査において、改善状況等を確認し、必要に応じて指導する予定である。 また、検察官の因保通達の理解が迷むよう、管内の検察事務を現に担当する職員向けの当庁の研修内容を工夫する予定である。		
和歌山地検	和歌山地検	支部等	民事	(4)その他	檢察執行事件の取扱いに付記された印鑑等に対する取扱い通知の印形が事務官のものであったが、通知に書記官が行い、書記官が記録上明かにすべきである。 【送選違反】(反新規用3条1項・民訴規則4条2項)	檢察執行事件の取扱いに付記された印鑑等に対する取扱い通知の印形が事務官のものであったが、通知に書記官が行い、書記官が記録上明かにすべきである。	基本的な取扱いを遵守しようとする意図が非常にになっており、通知に関する規則の理解が十分ではないことがある。事務官に指導させているという現状のとおり、事務処理をしたものであり、改めて基本的な書記官事務への理解を進める必要がある。	検察執行等は、本院の附に事務検査の担当者から当該部署等に説明し、指導した。 当該会議においては、改めて基本となる規則等を確認の上、書記官が印鑑を押す事務処理方法に改めしめた。また、異動期の検察官入研修や担当者の交代時に事務処理方法を覚押していくことで平均を防止することとした。	今後、書記官事務等査察の範囲を広く、民事事件を担当する課場へフィードバックする予定にしており、この内容についてもフィードバックすることにより、注意喚起する。 平成31年5月頃に実施予定の書記官事務調査において、改善状況等を確認し、必要に応じて指導する予定である。	
和歌山地検	和歌山地検	支部等	民事	(4)その他	檢察請求付経過書に、裁判原本等の原本の送付がされていない。 【送選違反】(平成4年8月21日付け経三第28号経理局長伝達「檢察請求の書類付等に関する事務の取扱いについて」の記第2の4の1)のうち)平成4年8月21日付け経三第27号検察長伝達「事件関係の檢察請求の書類付等について」の記第2の1))	支部では、多種の事務を一人の書記官が担当することから事務処理方法の理解が込みにいくという課題があり、田舎事務のうち、特に檢察請求付経過書に関する理解は込みにいくことから、査察や研修等を通じて理解を進めていく必要がある。	当該検事において、裁判原本等の原本の送付について、今回、指揮のあった年度及び過去の発送がされていない年度の検察請求付経過書に記載し、修正した。また、今後、同様の誤りが生じないように後任担当者への引継ぎ事項とした。	今後、書記官事務等査察の範囲を広く、民事事件を担当する課場へフィードバックする予定にしており、この内容についてもフィードバックすることにより、注意喚起する。 平成31年5月頃に実施予定の書記官事務調査において、改善状況等を確認し、必要に応じて指導する予定である。 管内の検察事務を現に担当する職員向けの自府の研修において、検察請求の書類付経過の理解が迷むよう、指導する予定である。		
和歌山地検	和歌山地検	支部等	民事		なし					

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成30年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察序名	被査察序名	本庁・支部	事件種別	査察事項	指摘事項	課題等	事務処理上の改善策	フォローアップ	備考
和歌山家裁	和歌山家裁	支部等	家事	(1)予約引渡切手の返却に関する事項	平成29年6月に係書記官が委嘱したことにより事件記録の記載があった際に、予約引渡切手管理台上に「予約引渡切手預り印紙印記④」と記載する処理及び官庫書記官宛ての結果報告がされていなかった。	平成29年4月4日付付和歌山地裁第三部書類通達「予約引渡切手の受取事務、使用事務及び返却事務に係る主任書記官の捺印並びに主任書記官等による管理行為に対する検査について」について呂査を行っているものの、同事務課の理解が課員に浸透していなかったため、浸透させるための取組等が必要である。	左記事務課等について、ミーティング等の方法により改めて周知し、課員に浸透させることを図る。	和歌山府における事務改善策の検討状況を把握するために事務改善報告書を提出させ、確実に事務課内の内容が浸透したことを確認した。	
和歌山家裁	和歌山家裁	支部等	家事	(4)その他	予約収入印紙保管書が領収書原付経過函に監査されていなかった。【返送違反】平成24年8月21日付けの事務院長通達、同日付付の幹務院長通達及び平成23年3月28日付けの事務院長通達】	左記通達について調査を行っているものの、現当の理解が不足しており、通達の内容を理解させるための取組等が必要である。	左記通達を改めて周知したうえで、事務引継書等に記載させ、異動期でも確実に引き継ぐことで、漏れを防止する。	和歌山府における事務改善策の検討状況を把握するために事務改善報告書を提出させ、改善されたことを確認した。	
和歌山家裁	和歌山家裁	支部等	家事	(4)その他	裁判書原本記載の原本に記載する段次昇序の記載漏れがあった。また事件書類編成目録記載の番号と原本に付されていた番号に齟齬があった。	事件書類編成目録を作成する際及びその後の確認が不十分であり、適切な確認ができる事務フローを確立することが必要である。	和歌山府において適切な事務フローを検討させ、事務引継書等に記載させ、異動期でも確実に引き継ぐことで、漏れを防止する。	和歌山府における事務改善等の検討状況を把握するために事務改善報告書を提出させるとともに、異動期における名簿変更漏れのため、事務引継書等への記載を指示し、改善されたことを確認した。	
和歌山家裁	和歌山家裁	支部等	少年	なし					